

特別養護老人ホーム 大年寺山ジェロントピア（長期入所）利用者負担金一覧表（1割負担）

令和4年10月1日現在

	居住・食費の負担 限度額区分(下表参照)	A介護費 (介護度別)	B共通体制加算 下表の①※	C処遇改善加算 I (A+B)× 8.3%	D特定処遇改善 加算 I (A+B) ×2.7%	E介護職員等ベ ースアップ等支援 加算 (A+B) ×1.6	F居住費	G食事費	H日 額 A+B+C+D+E+F+G	合計月額 H×30日
要介護 1	第1段階						820	300	1,961	58,818
	第2段階	6696	2340	749	243	144	820	390	2,051	61,518
	第3段階	670	78	62	20	11	1,310	650	2,801	84,018
	第3段階②						1,310	1,360	3,511	105,318
	第4段階						2,150	1,445	4,436	133,068
要介護 2	第1段階						820	300	2,039	61,182
	第2段階	7394	2340	807	262	155	820	390	2,129	63,882
	第3段階	739	78	67	22	13	1,310	650	2,879	86,382
	第3段階②						1,310	1,360	3,589	107,682
	第4段階						2,150	1,445	4,514	135,432
要介護 3	第1段階						820	300	2,125	63,750
	第2段階	8144	2340	870	283	167	820	390	2,215	66,450
	第3段階	815	78	74	24	14	1,310	650	2,965	88,950
	第3段階②						1,310	1,360	3,675	110,250
	第4段階						2,150	1,445	4,600	138,000
要介護 4	第1段階						820	300	2,205	66,150
	第2段階	8852	2340	928	302	179	820	390	2,295	68,850
	第3段階	886	78	80	26	15	1,310	650	3,045	91,350
	第3段階②						1,310	1,360	3,755	112,650
	第4段階						2,150	1,445	4,680	140,400
要介護 5	第1段階						820	300	2,280	68,400
	第2段階	9540	2340	986	320	190	820	390	2,370	71,100
	第3段階	954	78	85	27	16	1,310	650	3,120	93,600
	第3段階②						1,310	1,360	3,830	114,900
	第4段階						2,150	1,445	4,755	142,650

その他の加算①（通常算定するもの）	G日額（円）	月額（円）
日常生活継続支援加算Ⅱ（46単位/日）	48	1,440
夜勤職員配置加算Ⅱ□（基準+1の体制）（18単位/日）	18	540
看護体制加算Ⅰ□（常勤看護師1人以上）（4単位/日）	4	120
看護体制加算Ⅱ□（常勤看護師2・基準+1人）（8単位/日）	8	240
合計	78	2,340

その他の加算②（個別に算定するもの）
<ul style="list-style-type: none"> 療養食加算（7円/回）（1日3食を限度） 入院外泊加算（6日を限度）（253円） 安全対策体制加算（入所時1回のみ21円） 排せつ支援加算Ⅰ（103円/月）Ⅱ（15円）Ⅲ（20円）（医療と連携し状態が向上） 看取り介護加算Ⅰ（死亡日+ 死亡日迄の日数による：1,315円～8,367円） 褥瘡マネジメント加算Ⅰ（31円/月）Ⅱ（13円/月） 外泊時在宅サービス利用時の費用（576円/日） 再入所時栄養連携加算（205円/回）（医療と連携） 退所等相談援助加算（411～514円） 初期加算（30日を限度）（30円）

居住・食費の負担限度額区分（1～3段階は市町村民税世帯非課税）

第1段階	高齢福祉年金受給者（生活保護受給者は小規模生活単位型施設を利用できない場合があります）	※預貯金額の要件 R3.8.1～変更
第2段階	合計所得金額+課税年金収入額（障害者年金・遺族年金を除く）が年額で80万円以下	単身650万円、夫婦1,650万円
第3段階	合計所得金額+課税年金収入額が年額で80万円超120万円以下（年金収入だけの場合は266）	単身550万円、夫婦1,550万円
第3段階②	合計所得金額+課税年金収入額が年額で120万円超	単身500万円、夫婦1,500万円
第4段階	上記以外 ◆1～3段階について、その他特例扱いもあります。 実際の区分認定は市町村が行います。	

※表A・B・C・Dの上段は介護保険適用前の総費用額です。1単位に仙台市の地域区分単価（6級地10.27円）を乗じた金額です。

※A・B・C・Dの利用者負担額は、総費用から保険給付分9割（端数切捨）を引いた額です。下段下線の数字が1割負担の額になります。

※H30年8月1日から、左表の居住・食費の負担限度額区分とは別に、一定の所得がある方は、自己負担額が2割または3割負担になります（負担割合については、7月末までに、仙台市から「介護保険負担割合証」が発行されます）。2割または3割負担の対象者であっても、高額介護（予防）サービス費の支給対象となる場合がありますので、全員が1割負担の場合と比べて2倍または3倍の負担となる訳ではありません。

その他の実費
 ・理容（1,200～2,000円/回）
 ・テレビ持込料500円/月額
 ・冷蔵庫持込料1,000円/月額